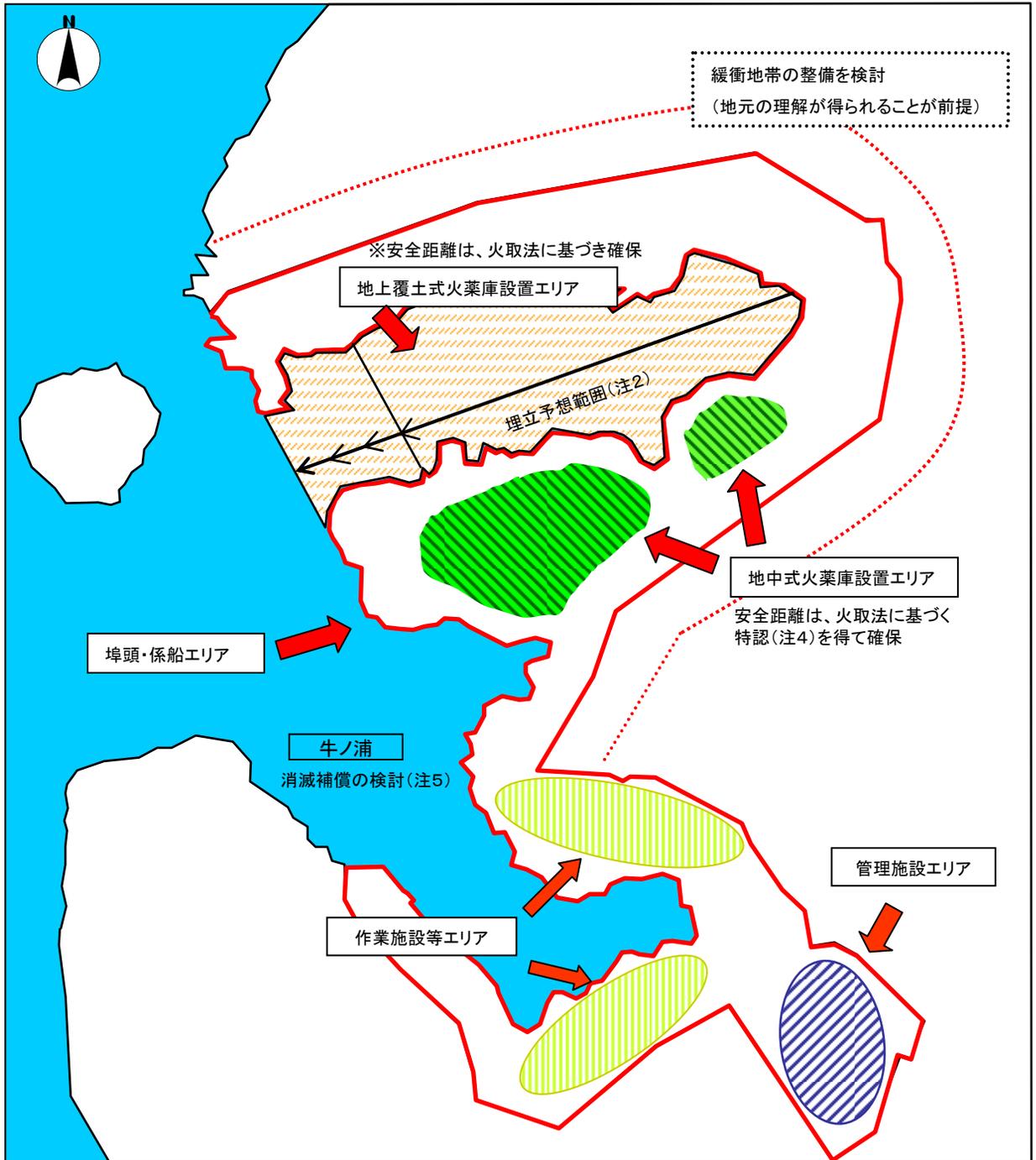


前畑弾薬庫の針尾島弾薬集積所への移設概念図



- 注：1 火薬庫の設置エリアや埠頭等の具体的な場所や規模等については、今後、詳細な調査及び設計により決定される。
- 2 埋立の範囲は、地中式及び地上覆土式火薬庫の弾薬保管量によって決定される。
- 3 地上覆土式火薬庫は既に特認(承認)を得ている火薬庫と同様のものを建設。
- 4 特認とは、火薬類取締法施行規則第32条に基づく経済産業大臣による特則の承認であり、針尾島の地形等を踏まえ、可能な程度にまで前畑の既設の地中式火薬庫の現在の能力が確保される。地中式火薬庫により満たされない可能能力は、埋立地の地上覆土式火薬庫により確保される。
- 5 牛ノ浦については、火薬庫の集約による基地機能の管理強化等を理由に消滅補償を検討。